



目指せ正社員就職

リカレント訓練受講者募集

(令和8年4月開講 長期高度人材育成訓練)

愛媛県では、子育て中の方や非正規雇用の方等の学び直し、いわゆる「リカレント教育」を推進するため、短期大学や民間専門学校等に委託して、国家資格等の資格取得及び正社員就職を目標とする職業訓練を実施します。

● 訓練コース・訓練内容

コース名	訓練内容	定員	応募受付期間	訓練実施場所 (委託先(予定))
IT技術者養成コース	IT技術者として必要なカリキュラム等を受講。IT技術者に必要な資格の取得を目指す。	2名	2/2~3/9	河原電子ビジネス専門学校
二級建築士受験資格取得コース	二級建築士受験資格の取得に必要なカリキュラム等を受講。二級建築士の受験資格を得ることができる。	2名	2/2~3/5	河原デザイン・アート専門学校
調理師養成コース	調理師になるために必要なカリキュラム等を受講。訓練を修了することにより、調理師の資格を取得できる。	2名	2/2~3/11	今治明徳短期大学
看護師養成コース	看護師になるために必要なカリキュラム等を受講。看護師試験の受験資格を得ることができる。	2名	2/10~2/24	今治看護専門学校
栄養士養成コース	栄養士の資格取得に必要なカリキュラム等を受講。訓練を修了することにより、栄養士の資格を取得できる。	6名	2/2~3/5	松山東雲短期大学
歯科技工士養成コース	歯科技工士になるために必要なカリキュラム等を受講。歯科技工士試験の受験資格を得ることができる。	2名	2/2~2/27	河原医療大学校
自動車整備士養成コース	二級自動車整備士になるために必要なカリキュラム等を受講。二級自動車整備士試験の受験資格を得ることができる。	2名	2/2~3/4	専門学校 日産愛媛自動車大学校
介護福祉士養成コース	介護福祉士の資格取得に必要なカリキュラム等を受講。介護福祉士試験の受験資格を得ることができる。	3名	2/2~3/11	今治明徳短期大学
		4名	2/2~3/11	河原医療福祉専門学校
保育士養成コース	保育士の資格取得に必要なカリキュラム等を受講。訓練を修了することにより、保育士の資格を取得できる。	3名	2/2~3/11	今治明徳短期大学
		4名	2/2~3/5	松山東雲短期大学
		3名	2/2~3/6	聖カタリナ大学短期大学部
		3名	2/2~3/11	河原医療福祉専門学校

※授業の詳しい内容や通学方法等については、各委託先までお問い合わせください。

各訓練コース毎の募集チラシは、
こちらの県ホームページにてご確認いただけます



● 受講対象者 ※各コース毎に受講対象者の要件が異なります。

【介護福祉士・保育士養成コース】

次の(1)・(2)のいずれも満たす方が対象です。

(1) **高等学校卒業以上** (これに準じる者を含む) の**離職者等**の方

(2) **ハローワーク**で求職の申し込みを行い、受講指示、受講推薦又は支援指示を受けられた方
(資格を取得する明確な意思があり、正社員就職するために職業訓練の受講が必要であると認められた方)

【その他コース(介護福祉士・保育士以外)】

次の(1)~(3)のいずれも満たす方が対象です。

(1) **高等学校卒業以上** (これに準じる者を含む) の**離職者等**の方

(2) ①**非正規雇用労働者**等の経験が長い方、②**正規雇用の経験が少ない**方、

③**出産・育児等により長期間離職**していた女性等、のいずれかに該当する方

(3) **ハローワーク**で求職の申し込みを行い、受講指示、受講推薦又は支援指示を受けられた方
(資格を取得する明確な意思があり、正社員就職するために職業訓練の受講が必要であると認められた方)

※すでに各コースの取得目標資格をお持ちの方、学卒未就職者であって、受講申込み時点で学校卒業後1年未満の方は受講いただけません。

※介護福祉士・保育士以外のコースについては、概ね55歳未満の方を対象としています。

※上記に加え、コースによっては個別の要件がございますので、対象者の要件をご確認のうえお申込みください。県ホームページにて、各コース毎の募集チラシを公開しています。

● 応募方法及び入校選考

受付期限までに、各産業技術専門校所定の入校願書及び委託先所定の書類（委託先の募集要項を参照）により、**最寄りのハローワークにお申し込みください。**

※委託先へ直接お申し込みいただくことはできませんので、ご注意ください。

● 受講経費について

入校選考料、入校料、受講料は無料となります。

ただし、受講時に使用するテキスト代等個人の所有となるものや、試験受験料、学生生活で必要となる負担については、自己負担となります。

(詳しくは、委託先にご確認ください。)

● 訓練期間中の支援

① 雇用保険受給資格者の方で、ハローワークの受講指示に基づき入校された方には、訓練修了まで雇用保険が延長給付されるほか、受講手当、通所手当等が支給されます。

② 上記①に該当しない方で、所定の要件を満たす方については、職業訓練を受けやすくするため、「職業訓練受講給付金」が支給される制度があります。

詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。



ハロートレーニング
—急がば学べ—

● お問い合わせ先

□ハローワーク

四 新 西 今 松 大 ハ 宇	國 居 幡 和	中 央 浜 条 治 山 洲 浜 島	TEL : 0896 (24) 5770 TEL : 0897 (34) 7100 TEL : 0897 (56) 3015 TEL : 0898 (32) 5020 TEL : 089 (917) 8609 TEL : 0893 (24) 3191 TEL : 0894 (22) 4033 TEL : 0895 (22) 8609	〒799-0405 〒792-0025 〒793-0030 〒794-0043 〒791-8522 〒795-0054 〒796-0022 〒798-0036	四国中央市三島中央1-16-72 新居浜市一宮町1-14-16 西条市大町315-4 今治市南宝来町2-1-6 松山市六軒家町3-27 大洲市中村210-6 八幡浜市駅前1-838-1 宇和島市天神町4-7
--------------------------------------	--------------------------------------	---	--	--	--

□県の窓口

愛 媛 中 央 産 業 技 術 專 門 校 (松 山 駐 在) 県 勞 政 雇 用 課	TEL : 0898 (48) 0525 TEL : 089 (924) 5768 TEL : 089 (912) 2503	〒799-1534 〒790-0811 〒790-8570	今治市桜井団地4-1-1 松山市本町7-2 松山市一番町四丁目4-2
---	--	-------------------------------------	--

(注) この事業は、令和8年度予算の成立を条件に実施するものですので、状況によっては、訓練内容の変更または中止になる場合があります。ご了承ください。